

令和 2 年 1 月 31 日開催

令和元年度
燕市農業委員会第 10 回総会議事録

燕市農業委員会

燕市農業委員会第10回総会 議事録

1. 開催日時 令和2年1月31日(金曜日)
午後1時30分～午後2時33分

2. 開催場所 会議室301

3. 出席委員(27名)

| | | |
|-----------|-----------|-----------|
| 1番 金山 吉夫 | 12番 大久保政博 | 21番 江口 保 |
| 2番 長谷川治仁 | 13番 山上 忠 | 22番 山浦 博 |
| 3番 原田國太郎 | 14番 中村 幸夫 | 23番 小川 芳秀 |
| 4番 渡邊美代子 | 16番 伊藤 和夫 | 24番 本井佐登志 |
| 5番 佐藤 春夫 | 17番 土田 喜七 | 25番 佐藤 信一 |
| 6番 江辺 耕一 | 18番 本田 繁 | 26番 遠藤 忠夫 |
| 7番 川本 敏夫 | 19番 荻原 一郎 | 27番 三浦 哲郎 |
| 8番 笠原 久幸 | 20番 明田栄以知 | 28番 澤口 義明 |
| 9番 廣野 和夫 | | 29番 和田 正春 |
| 10番 山田 直子 | | |

4. 欠席委員(2名)

欠席 2名 11番 早渡秀夫、15番 伊藤 均
欠員 0名

5. 会議日程

- (1) 開会
- (2) 議事録署名委員の選任
- (3) 会長報告

報告第28号 農地法第18条第6項の規定による通知(合意解約)の報告

報告第29号 農地の転用事実に関する照会について

(4) 議事

- 議案第 56 号 農地法第 3 条の規定による許可処分取消申請について
議案第 57 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
議案第 58 号 農地転用事業計画変更承認申請について
議案第 59 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
議案第 60 号 農用地利用集積計画（案）の決定について
議案第 61 号 農地中間管理事業に伴う農用地利用集積計画（案）の決定
について及び農用地利用配分計画の認可について
議案第 62 号 燕市農業振興地域整備計画の変更に対する意見について
議案第 63 号 燕市空き家に付属した農地の別段面積取扱基準（案）の決
定について
議案第 64 号 農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定による下限面積（別段の
面積）の設定について

(5) 閉会

6. 出席した事務局職員

局長 志田 晃 次長 加藤幸夫 副参事 広瀬美佳子

7. 総会議長

本井 佐登志 （会長）

8. 議事録署名委員

12 番 大久保政博 13 番 山上 忠

9. 会議の概要

以下のとおり

| | |
|-------------------|--|
| 議 長 | <p>本日の総会の欠席委員は、11 番 早渡秀夫委員、15 番 伊藤均委員より欠席の報告がきております。</p> <p>なお、各委員は、総会に欠席する場合は、必ず事務局に報告くださるようお願い致します。</p> <p>なお、審議におきましては、発言をする場合には、必ず議長の許可を得てから議席番号を告げ、発言するようお願いいたします。議事が閉会した後の協議事項等においては議席番号を告げる必要はありませんので、ご了承願います。</p> |
| 議 長 | <p>総会は、現に在任する委員の過半数の出席により成立します。只今の出席委員は 27 名であります。よって、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、総会が成立している事を報告致します。</p> |
| 議 長 | <p>只今より、燕市農業委員会第 10 回総会を開会致します。</p> <p>それでは、日程 2 の議事録署名委員の選任についてであります。</p> <p>議長の指名に一任願えますでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声)</p> |
| 議 長 | <p>それでは、議長として次の 2 名を指名致します。</p> <p>議席番号 12 大久保政博 委員及び</p> <p>議席番号 13 山上 忠 委員にお願いします。</p> |
| 議 長 事務局 事務局 | <p>次に、日程 3 の会長報告についてであります。</p> <p>会長報告第 28 号から第 29 号を事務局に一括して報告を求めます。</p> <p>会長報告第 28 号、「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知（合意解約）」の報告であります。</p> <p>受付番号 143 番 小高字外山田の田、1 筆、面積 350 m²、2 月以降の 5 条転用に伴う小作権の解約であります。</p> <p>受付番号 144 番 粟生津字山王の田、1 筆、面積 4,537 m²、<u>耕作</u>者変更に伴う小作権の解約であります。</p> <p>受付番号 145 番 国上字太田前の田、計 2 筆、面積 1,861 m²、3 条売買（小作地）に伴う小作権の解約であります。</p> <p>受付番号 146 番 吉田浜首町の田、計 8 筆、面積 6,729 m²、耕作者変更に伴う利用権の解約であります。</p> <p>続いて、農協転貸の解約であります。</p> <p>受付番号 147 番 秋葉町四丁目の田、他計 5 筆、面積 4,240 m²、地権者管理に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 148 番 小池字下通の田、1 筆、面積 1,021 m²、耕作者変更に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 149 番 熊森字四ツ島の田、他計 2 筆、面積 8,570 m²、地権</p> |

| | |
|-----|--|
| | <p>者管理に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 150 番 横田字金田の田、1 筆、面積 3,201 m²、耕作者変更に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 151 番 大川津字前田の田、1 筆、面積 756 m²、3 条売買に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 152 番 野中才字浦田の田、1 筆、面積 310 m²、地権者管理に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 153 番 熊森字^{かたみち}瀉道の田、計 3 筆、面 4,060 m²、地権者管理に伴う利用権の解約であります。</p> |
| 事務局 | <p>続きまして、会長報告第 29 号、「農地の転用事実に関する照会について」であります。</p> <p>受付番号 20 番 小牧字^{わきはた}脇畑の畑、1 筆、面積 172 m²、現況は非農地、宅地、転用許可等の有無とその内容は、あり、昭和 58 年 5 月 23 日、農地法第 5 条、住宅。原状回復命令の有無は無し。農用地区域外であります。</p> <p>受付番号 21 番 八王寺字屋敷付の田、計 2 筆、面積 230 m²、現況は非農地、宅地、転用許可等の有無とその内容は、あり、昭和 43 年 12 月 26 日、農地法第 4 条、物置建築敷地。平成 26 年 11 月 18 日、農地法第 5 条、駐車場。原状回復命令の有無は無し。農用地区域外であります。</p> <p>受付番号 22 番 燕字^{あらどこ}荒床の田、1 筆、面積 1,053 m²、現況は非農地、宅地、転用許可等の有無とその内容は、あり、昭和 50 年 7 月 23 日、農地法第 5 条。原状回復命令の有無は無し。農用地区域外であります。</p> <p>説明は以上です。</p> |
| 議長 | <p>事務局の報告が終わりましたので、質問を受けたいと思います。質問等ありましたらお願い致します。</p> |
| 議長 | <p>ご質問が無いようですので、日程 4 の議事に入ります。</p> |
| 事務局 | <p>議案第 56 号「農地法第 3 条の規定による許可処分取消申請について」を議題といたします。それでは、事務局に説明を求めます。</p> <p>それでは、議案第 56 号「農地法第 3 条の規定による許可処分取消申請について」であります。</p> <p>受付番号 1 番 熊森字^{ていがい}堤外の畑、1 筆、面積 99 m²、取消の内容は「譲受人の都合による」ものであります。位置図は、<u>議案資料 1 頁</u>をご覧ください。</p> <p>説明は以上です。</p> |

| | |
|-------|--|
| 議 長 | 事務局の説明が終わりました。本件については、去る1月22日、第3事前審査委員会が開催されていますので、伊藤委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。 |
| 伊藤委員長 | 1月22日、午後1時30分より、市役所301会議室で、第3事前審査委員会、委員1名の欠席により、12名で審査の結果、「農地法第3条の規定による許可処分取消申請」について、異議がなかった事を報告致します。 |
| 議 長 | 只今、伊藤委員長より、審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。 (質疑なし) |
| 議 長 | 他に無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり許可とする事で、異議ありませんか。 (異議なしの声) |
| 議 長 | 異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり「許可の取消」とする事に決しました。 |
| 議 長 | 次に、議案第57号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。それでは、事務局に説明を求めます。 |
| 事務局 | <p>それでは、議案第57号「農地法第3条の規定による許可申請について」であります。</p> <p>受付番号34番 笈ヶ島^{ひがしがわら}字東川原の畑、1筆、面積190㎡、契約内容は売買、対価は〇円、位置図は、<u>議案資料1頁</u>をご覧ください。</p> <p>受付番号35番 大川津字前田の田、1筆、面積756㎡、契約内容は贈与、位置図は、<u>議案資料2頁</u>をご覧ください。</p> <p>受付番号36番 国上字太田前の田、計2筆、面積1,861㎡、契約内容は売買、対価は10アール〇円、位置図は、同じく<u>議案資料2頁</u>をご覧ください。</p> <p>受付番号37番 吉田下中野^{かたのうち}字潟ノ内の畑、1筆、面積232㎡、契約内容は売買、対価は〇円、位置図は、<u>議案資料3頁</u>になります。</p> <p>次の受付番号38番から41番の譲受人はすべて同じであります。</p> <p>受付番号38番 吉田本所^{ふじしま}字藤島の畑、1筆、面積878㎡、契約内容は使用貸借、対価はなし、位置図は、同じく<u>議案資料3頁</u>をご覧ください。</p> <p>受付番号39番 吉田本所字藤島の畑、1筆、面積878㎡、契約内容は使用貸借、対価はなし、位置図は、同じく<u>議案資料3</u></p> |

| | |
|-------|--|
| | <p>頁になります。</p> <p>受付番号 40 番 吉田本所字藤島の畑、1 筆、面積 2,174 m²、契約内容は使用貸借、対価はなし、位置図は、同じく<u>議案資料 3 頁</u>です。</p> <p>受付番号 41 番 吉田本所字本地^{ほんち}の畑、計 3 筆、面積 2,203 m²、契約内容は贈与であります。</p> <p>以上、これらの案件は、地域調和等、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると判断されます。</p> <p>説明は以上です。</p> |
| 議 長 | 事務局の説明が終わりました。本件についても、去る 1 月 22 日、第 3 事前審査委員会が開催されていますので、伊藤委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。 |
| 伊藤委員長 | 審査の結果、「農地法第 3 条の規定による許可申請」8 件、異議がなかった事を報告致します。 |
| 議 長 | 只今、伊藤委員長より、審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。 |
| | (質疑なし) |
| 議 長 | 他に無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり許可とする事で、異議ありませんか。 |
| | (異議なしの声) |
| 議 長 | 異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり許可とする事に決しました。 |
| 議 長 | 次に、議案第 58 号「農地転用事業計画変更承認申請について」を議題と致します。事務局の説明を求めます。 |
| 事務局 | <p>議案第 58 号「農地転用事業計画変更承認申請について」であります。</p> <p>受付番号 18 番 長所字浦田川東の田、他計 2 筆、面積 3,000 m²の内、1,000 m²、当初の計画者、目的に変更はありません。</p> <p>位置図は、<u>議案資料 4～5 頁</u>をご覧ください。</p> <p>新潟県発注の水路工事が増工されることに伴い、一時転用期間を 3 月 31 日までに変更するものであります。</p> <p>説明は以上です。</p> |
| 議 長 | 事務局の説明が終わりました。本件についても、去る 1 月 22 日、第 3 事前審査委員会が開催されていますので、伊藤委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。 |
| 伊藤委員長 | 審査の結果、農地転用事業計画変更承認申請 1 件、異議がなかった事 |

| | |
|-----|--|
| 議 長 | <p>を報告致します。</p> <p>只今、伊藤委員長より、審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p> <p>(質疑なし)</p> |
| 議 長 | <p>他に無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり承認とする事で、異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> |
| 議 長 | <p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり承認とする事に決しました。</p> |
| 議 長 | <p>次に、議案第 59 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。</p> |
| 事務局 | <p>議案第 59 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」であります。</p> <p>受付番号 70 番 佐渡字向川原の畑、1 筆、面積 345 m²、転用目的は店舗併用住宅、契約内容は使用貸借、令和 2 年 8 月 31 日完工予定であります。</p> <p>位置図、土地利用計画図は議案資料 6～7 頁をご覧ください。</p> <p>申請地は、集落内の宅地に囲まれた農地で、宅地に連たんしていることから、営農等に影響は無いと考えられ、第 3 種農地であると判断されるところであります。</p> <p>受付番号 71 番 富永字腰廻の畑、1 筆、面積 196 m²、転用目的は住宅、契約内容は使用貸借、令和 2 年 8 月 10 日、完工予定であります。</p> <p>位置図、土地利用計画図は議案資料 8～9 頁をご覧ください。</p> <p>申請地は、宅地に囲まれた農地であることから、営農に影響は無く、第 3 種農地であると判断されるところであります。</p> <p>受付番号 72 番 吉田西太田字札木の畑、1 筆、面積 714 m²、転用目的は住宅、契約内容は使用貸借、令和 2 年 8 月 31 日完工予定であります。</p> <p>位置図、土地利用計画図は議案資料 10～11 頁をご覧ください。</p> <p>申請地は、第一種低層住居専用地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用と</p> |

| | |
|-------|--|
| | <p>の調整が調っていると考えられ、第3種農地であると判断される場所です。</p> <p>また、申請地は、住宅の転用面積の目安である500㎡を超えていますが、周囲を生垣等で囲い、庭として利用する計画であります。</p> <p>500㎡を残して分筆しても、借り手も見当たらないこと、残った土地の形状(34m×6m、または22m×9m)が細長くなることなどから、利用の可能性等を考慮すると、やむを得ないと判断される場所です。</p> <p>受付番号73番 秋葉町四丁目の田、計2筆、面積9,114㎡、転用目的は宅地造成(41区画)、契約内容は売買、令和2年9月30日完工予定であります。</p> <p>位置図、土地利用計画図は議案資料12～13頁をご覧ください。</p> <p>申請地は、燕中学校に隣接する第一種低層住居専用地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が調っていると考えられ、第3種農地であると判断される場所です。</p> <p>受付番号74番 花見字諏訪ノ越の畑、計2筆、面積56.97㎡、転用目的は住宅、契約内容は売買、令和2年7月31日、完工予定であります。</p> <p>位置図、土地利用計画図は議案資料14～15頁をご覧ください。</p> <p>申請地は、農振白地の集落内で、宅地に連たんする農地であることから、集積等に影響は無く、第3種農地であると判断される場所です。</p> <p>説明は以上です。</p> |
| 議 長 | <p>事務局の説明が終わりました。本件についても、去る1月22日、第3事前審査委員会が開催されていますので伊藤委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p> |
| 伊藤委員長 | <p>審査の結果、農地法第5条申請5件、異議がなかった事を報告致します。なお、番号73番の3,000㎡を超える案件につきましては、現地確認を行い、事務局より開発内容の説明を受け、異議はありませんでした。</p> |
| 議 長 | <p>只今、伊藤委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p> <p>(質疑なし)</p> |
| 議 長 | <p>無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告の</p> |

| | |
|------------|--|
| 議 長 | <p>とおりの許可とする事で、異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしと認めます。なお、只今異議なしとした農地法第5条の許可について、3,000㎡を超える案件については、許可相当として県常設審議委員会への諮問のあと、許可と致します。</p> |
| 議 長 事務局 | <p>次に議案第60号「農用地利用集積計画(案)の決定について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。</p> <p>議案第60号「農用地利用集積計画(案)の決定について」であります。初めに、所有権移転であります。</p> <p>受付番号20番 小高字島田の田、1筆、面積323㎡、所有権の移転は令和2年2月21日、対価は〇円、引渡し時期は2月28日、契約内容は売買。位置図、土地利用計画図は<u>議案資料16頁</u>をご覧ください。</p> <p>以下、移転・引渡し時期は同じですので、お読み取りください。</p> <p>受付番号21番 柳山字裏畑の田、1筆、面積128㎡、対価は〇円、売買、位置図、土地利用計画図は同じく<u>議案資料16頁</u>をご覧ください。</p> <p>受付番号22番 吉田法花堂字大開の田、計2筆、面積6,000㎡、対価は〇円、売買、位置図、土地利用計画図は<u>議案資料17頁</u>をご覧ください。</p> |
| 事務局 | <p>続いて、利用権設定であります。</p> <p>新規設定のみ読み上げさせていただきます。</p> <p>議案の13頁をご覧ください。新規設定は農協転貸のみとなります。</p> <p>受付番号202・203番 小高字三枚田の田、計2筆、面積881㎡、10年の新規設定であります。対価はお読み取りください。</p> <p>受付番号204・205番 小池字下通の田、計7筆、面積5,752㎡、5年の新規設定であります。</p> <p>受付番号206・207番 小池字下通の田、1筆、面積1,157㎡、5年の新規設定であります。</p> <p>受付番号208・209番 次新字^{しんたつ}申辰の田、計5筆、面積4,374㎡、10年の新規設定であります。</p> <p>受付番号210・211番 上児木の田、1筆、面積1,098㎡、10年の新規設定であります。</p> <p>受付番号212・213番 小池字下通の田、1筆、面積1,021㎡、5年の新規設定であります。</p> |

| | |
|-------|---|
| | <p>以下、受付番号 237 番まで、全て再設定ですので、後でお読み取りください。関係する委員の案件として、再設定の受付番号 198 番は山上委員、受付番号 236 番が三浦委員の関係案件となります。</p> <p>説明は以上です。</p> |
| 議 長 | <p>事務局の説明が終わりました。本件についても、去る 1 月 22 日、第 3 事前審査委員会が開催されていますので、関係委員の案件である利用権の再設定、受付番号 198 番、及び 236 番を除いて、伊藤委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p> |
| 伊藤委員長 | <p>審査の結果、農業経営基盤強化促進法による所有権の移転 3 件、利用権の新規設定 10 件、番号 198 番、236 番を除いた再設定 29 件、異議がなかった事を報告致します。</p> |
| 議 長 | <p>只今、伊藤委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p> |
| | <p>(質疑なし)</p> |
| 議 長 | <p>しばらくして無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり決定とする事で、ご異議ありませんか。</p> |
| | <p>(異議なしの声)</p> |
| 議 長 | <p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり決定とする事に決しました。</p> |
| 議 長 | <p>それでは、関係委員である、議席番号 13 番山上委員、27 番三浦委員は退席願います。</p> |
| | <p>(関係委員 退室 午後 1 時 59 分)</p> |
| 議 長 | <p>それでは、関係委員の案件、農用地利用集積計画 (案)、受付番号 198 番、236 番について、伊藤委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p> |
| 伊藤委員長 | <p>審査の結果、利用権の再設定、受付番号 198 番、236 番について、意見がなかった事を報告致します。</p> |
| 議 長 | <p>只今、伊藤委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p> |
| | <p>(質疑なし)</p> |
| 議 長 | <p>無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり決定する事で、異議ありませんか。</p> |
| | <p>(異議なしの声)</p> |
| 議 長 | <p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり</p> |

| | |
|------------------------|---|
| <p>議 長</p> <p>関係委員</p> | <p>決定する事に決しました。</p> <p>関係委員は、入室願います。</p> <p>(関係委員 入室・着席 午後2時01分)</p> <p>退席された山上委員、三浦委員に報告します。関係委員の案件につきましては、特に「意見はなし」とする事に決しました。ご協力ありがとうございました。</p> <p>ありがとうございました。</p> |
| <p>議 長</p> <p>事務局</p> | <p>次に議案第61号「農地中間管理事業に伴う農用地利用集積計画(案)の決定について、及び農用地利用配分計画の認可について」を議題と致します。事務局に一括して説明を求めます。</p> <p>議案第61号「農地中間管理事業に伴う農用地利用集積計画(案)の決定について、及び農用地利用配分計画の認可について」であります。議案の22頁をご覧ください。</p> <p>はじめに、農用地利用集積計画であります。</p> <p>受付番号108番 又新字塚田の田他、計5筆、面積18,090㎡、設定期間は令和11年12月31日までの10年であります。</p> <p>受付番号109番 国上字居下の田他、計10筆、面積9,212㎡、設定期間は同じく10年であります。</p> <p>(集積計画の合計としては、合計2名、27,302㎡であります。)</p> |
| <p>事務局</p> | <p>続いて、6年の集積計画であります。議案の23頁になります。</p> <p>受付番号110番 小中川字本地浦の田、1筆、面積720㎡、利用権の設定を受ける者は新潟県農林公社、設定期間は令和7年12月28日までの6年であります。</p> |
| <p>事務局</p> | <p>続いて、4年の集積計画であります。24頁になります。</p> <p>受付番号111番 関崎^{さいとりめ}字才取面の田、他計9筆、面積6,220㎡、設定期間は令和6年3月3日までの4年であります。</p> <p>受付番号112番 小牧^{みちそと}字道外の田、計10筆、面積7,211㎡、設定期間は同じく4年であります。</p> |
| <p>事務局</p> | <p>続いて、配分計画であります。25頁をご覧ください。</p> <p>初めに10年の配分計画であります。</p> <p>受付番号53番 又新字塚田の田、他計5筆、面積18,090㎡、利用権の配分を受ける者の設定期間は、令和11年12月31日までの10年であります。以下お読み取りください。</p> <p>続いて、6年の配分計画であります。26頁になります。</p> |

| | |
|-------|---|
| | <p>受付番号 55 番 小中川字本地浦の田、1 筆、面積 720 m²、利用権の配分を受ける者の設定期間は、令和 7 年 12 月 28 日までの 6 年であります。</p> <p>続いて、4 年の配分計画であります。27 頁になります。</p> <p>受付番号 56 番 関崎字才取^{さいとりめ}面の田、ほか計 19 筆、面積 13,431 m²、利用権の配分を受ける者の設定期間は、令和 6 年 3 月 3 日までの 4 年であります。</p> <p>続いて、議案 28 頁。配分計画の移転であります。</p> <p>受付番号 11 番 関崎字才取面の田、計 4 筆、面積 1,189 m²、利用権の配分を受ける者の設定期間は、令和 8 年 2 月 5 日までの 6 年であります。</p> <p>以下、お読み取りください。</p> <p>また、集積計画、配分計画とも、関係委員の案件はありませんでした。説明は以上です。</p> |
| 議 長 | <p>事務局の説明が終わりました。本件についても、去る 1 月 22 日、第 3 事前審査委員会が開催されていますので、伊藤委員長より、審査結果内容の報告をお願い致します。</p> |
| 伊藤委員長 | <p>審査の結果、農用地利用集積計画 5 件、異議がなかった事、また、農用地利用配分計画 4 件、配分計画の移転 2 件、意見は特になかった事を報告します。</p> |
| 議 長 | <p>只今、伊藤委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p> |
| 議 長 | <p>(質疑なし)</p> <p>無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり農用地利用集積計画は原案どおり決定する事、また農用地利用配分計画、及び配分計画の移転については、意見は「特になし」とする事で、ご異議ありませんか。</p> |
| 議 長 | <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり農用地利用集積計画については、原案どおり決定する事、また、農用地利用配分計画及び配分計画の移転については、意見は「特になし」とする事に決しました。</p> |
| 議 長 | <p>なお、議案第 60 号及び議案 61 号の案件につきましては、2 月 5 日の告示により効力が発生する事になります。</p> |
| 議 長 | <p>次に議案第 62 号「燕市農業振興地域整備計画の変更に対する意見に</p> |

| | |
|-------|--|
| 事務局 | <p>ついて」を議題と致します。事務局に一括して説明を求めます。</p> <p>議案第 62 号「燕市農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」であります。</p> <p>農業振興地域整備計画の変更については、農業振興地域の整備に係る法律に基づき、農業委員会の意見を求めることとなっております。</p> <p>本日の計画の変更は、議案の 29 頁、30 頁に記載のとおり、農振除外についてであります。</p> <p>計画変更の詳細につきましては、担当課である農政課より説明をしていただきますので、よろしくお願いいたします。</p> |
| 農政課 | <p>農政課農林環境係の平澤と申します。それでは私の方から、燕市農業振興地域整備計画の変更について、ご説明させていただきます。</p> <p>(平澤主事、説明) (農政課、説明終了)</p> |
| 議長 | <p>事務局の説明が終わりました。本件についても、去る 1 月 22 日、第 3 事前審査委員会が開催されていますので、伊藤委員長より、審査結果内容の報告をお願い致します。</p> |
| 伊藤委員長 | <p>審査委員会では、燕市農業振興地域整備計画の変更 1 件について、コンビニの新設は地元要望なのか、アンケート調査をしたのかという質問があり、地元の聞き取りによる、との回答がありました。また、「地元農産物の直売スペース」等の確認があり、屋外ではなく店舗内に「直売スペース」を設置する旨の説明がありました。</p> <p>その他、意見は特になかった事を報告します。</p> |
| 議長 | <p>只今、伊藤委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p> |
| 三浦委員 | <p>地元野菜を置くことが許可の担保となるのか。遵守されない場合はどうなるのか。</p> |
| 事務局 | <p>市が確認する必要があると思うが、無くても計画が失効することは無いだろうと思われます。</p> |
| 議長 | <p>暫くして、無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり、意見は「特になし」とする事で、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> |
| 議長 | <p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり意見は「特になし」とする事に決しました。</p> |
| 議長 | <p>次に議案第 63 号「燕市空き家に附属した農地の別段面積取扱基準(案)の決定について」を議題と致します。事務局に一括して説明を求めます。</p> |

| | |
|-----|---|
| 事務局 | <p>それでは、「燕市空き家に附属した農地の別段面積取扱基準の決定について」のご説明をさせていただきます。</p> <p>議案書 31 頁、別紙議案第 63 号資料をお願いします。</p> <p>取扱い基準につきましては、12 月総会で事前に内容の説明並びに空き家に附属した農地で農業委員会が指定した農地に限り、下限面積を 0.1 アールに設定する旨、ご説明をさせていただき、内諾をいただいたところでございます。</p> <p>別紙資料の 1 頁中段をご覧ください。農地法における下限面積の設定については、②に記載されているように、「地域の実情に応じて一定の区域について、農業委員会の判断でこれより小さい面積を「別段の面積」として設定することが可能となっています。</p> <p>また、③では「新規就農を促進するために適当と認められる面積」を「別段の面積」とすることが可能とされています。</p> <p>このような法律の規定を踏まえまして、「燕市空き家・空き地活用バンク」に登録される空き家に附属した農地に限り、別段の面積を 0.1 アールとするとともに、取扱基準をさだめさせていただくものでございます。</p> <p>下限面積を 0.1 アールとした根拠につきましては、燕市内には 1 アール以下の農地が全農地の 1 割程度存在すること。農家でない方が 1 アール以上の農地を適正に管理しようとする、かなり無理があると思われること。燕市民農園の 1 区画の面積が 0.35 アールであることなどを考慮し、0.1 アールまで引き下げさせていただきました。</p> |
| 事務局 | <p>次の頁をお開きください。</p> <p>空き家に附属した農地指定の流れをまとめさせていただきました。下の表をご覧ください。</p> <p>①として、市が空き家情報の募集を行います。その際、空き家に附属した農地の登録申請があった場合、Aとして市への申請と同時に燕市農業委員会に空き家に附属した農地指定書を出してもらいます。次にBとして指定書に基づき現地確認をおこない、農業委員会総会での議決後、Cとして申請者に農地指定の通知を行い、同時に②として燕市空き家・空き地活用バンクに登録します。</p> <p>その後、購入希望者があれば、⑨及びDとして農地法第 3 条申請の流れとなります。許可については、農地法並びに「燕市空き家に附属した農地の別段面積取扱基準」に基づき審査することになります。</p> |
| 事務局 | <p>最後の頁をお願いします。空き家に附属した農地の詳細基準を定めさ</p> |

| | |
|-------|--|
| | <p>せていただきます。</p> <p>2、対象となる農地ですが、</p> <p>①燕市空き家・空き地活用バンクに登録された空き家に附属した農地（登記地目又は農地台帳地目が、田又は畑）で、空き家の所有者と同一であること。</p> <p>②対象となる農地は、耕作者がなく既に遊休農地、もしくは今後遊休農地化するおそれのある農地であること。</p> <p>③地域の他の農業経営に影響を与える可能性がない農地であること。</p> <p>3、位置に関する基準としては</p> <p>①燕市空き家・空き地活用バンクに登録されている空き家に接している農地、又は燕市空き家・空き地バンクに登録されている空き家に道路、又は水路等を挟んで接している農地</p> <p>②徒歩圏内にある農地として、空き家から概ね200m程度の距離にある農地、といたしました。</p> <p>4、対象とすることができない農地は、</p> <p>①賃借権、抵当権等が設定されている農地。</p> <p>②耕作困難な農地（山林化等、非農地化状態となっており、復元が困難な農地）</p> <p>③その他、農地の権利関係や耕作状況等により対象と認められない、と判断される農地。であります。</p> <p>5、農地を取得することができる者ですが、</p> <p>①市内外から移住し、空き家に居住し、そこに住民登録すること。</p> <p>②空き家と当該空き家に附属した農地を同時に購入、又は賃貸すること。</p> <p>③農地として継続した耕作が行えること。</p> <p>以上です。</p> |
| 議 長 | <p>事務局の説明が終わりました。本件についても、去る1月22日、第3事前審査委員会が開催されていますので、伊藤委員長より、審査結果内容の報告をお願い致します。</p> |
| 伊藤委員長 | <p>「燕市空き家に附属した農地の別段面積取扱基準（案）」については、事務局が説明したとおりであります。</p> <p>審査会では、所有権移転後の転用申請についての質問があり、事務局からは、原則5年間は耕作に供する内容の確約書を提出してもらいますが、実際の申請内容や取扱基準に照らして、その都度判断するとの説明がありました。その他、意見は特になかった事を報告します。</p> |

| | |
|-----|---|
| 議 長 | <p>只今、伊藤委員長より審査結果内容の報告がありました。</p> <p>この案件につきましては、先月の総会において事前に内容説明が行われております。また、昨日の記者会見において「燕市空き家・空き地活用バンク」に「農地付き空き家」の登録を行うことが発表されております。それを受けて、農業委員会で所定の手続きを定めるものでございます。運用開始は、農業委員会総会議決後となります。</p> <p>それでは、これより審議をお願い致します。</p> <p style="text-align: center;">(質疑なし)</p> |
| 議 長 | <p>無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり、「決定」とする事で、ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声)</p> |
| 議 長 | <p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり意見は「決定」とする事に決しました。</p> |
| 議 長 | <p>次に議案第 64 号「農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定による下限面積（別段の面積）の設定について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。</p> |
| 事務局 | <p>議案第 64 号「農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定による下限面積（別段の面積）の設定について」のご説明をさせていただきます。議案書の 32 頁をお願いします。</p> <p>平成 21 年 12 月の農地法改正により、農業委員会が、農林水産省令で定める基準に基づき、市町村の区域内の全部または一部について、これらの面積の範囲内で別段の面積を定め、農林水産省令で定めるところにより、これを公示したときは、その面積を農地法第 3 条第 2 項第 5 号の下限面積として設定できる、とされています。</p> <p>燕市では、燕市空き家・空き地活用バンクに農地付き空き家情報の登録を開始することから、農地法第 3 条第 2 項第 5 号、並びに農地法施行規則第 17 条第 2 項の規定に基づき、下限面積（別段の面積）の設定について、以下の通り提案するものであります。</p> <p>農地法施行規則第 17 条第 2 項の適用です。</p> <p>方針としては、燕市空き家・空き地活用バンクに登録される空き家に附属した農地に限り、下限面積（別段の面積）を 0.1 アールとするものでございます。</p> <p>理由として、農地法第 30 条の規定に基づく利用状況調査を踏まえ、売買や貸借が難しい空き家に附属した農地に限り、下限面積を引き下げることで、遊休農地の解消、農地の効率的利用、農村環境の保全を図るとともに、市内外からの新規就農者などの移住・定住の促進を図る必要があると判断したためでございます。</p> |

| | |
|-------|--|
| | <p>なお、今回の別段面積につきましては、本総会議決後、本日付けの告示を以って、効力が発生するものでございます。</p> <p>説明は以上です。</p> |
| 議 長 | <p>事務局の説明が終わりました。本件についても、去る1月22日、第3事前審査委員会が開催されていますので、伊藤委員長より、審査結果内容の報告をお願い致します。</p> |
| 伊藤委員長 | <p>審査の結果、「農地法第3条第2項第5号の規定による下限面積の設定」について、意見は特になかった事を報告します。</p> |
| 議 長 | <p>只今、伊藤委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p> |
| | <p>(質疑なし)</p> |
| 議 長 | <p>無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり、「決定」とする事で、ご異議ありませんか。</p> |
| | <p>(異議なしの声)</p> |
| 議 長 | <p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり意見は「決定」とする事に決しました。</p> |
| 議 長 | <p>以上をもちまして、本日の議事日程は、全て終了致しましたので、燕市農業委員会第10回総会を閉会致します。</p> |
| | <p>(終了時刻 午後2時33分)</p> |

本議事録は、燕市農業委員会会議規則第14条の規定によりこれを作成し、この次第に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和元年12月26日

総会議長 本井作登志

議事録署名委員 広野和夫

議事録署名委員 山田直子
